



# 市からののお知らせ

● 問い合わせ  
● 申し込み

## 案内

### ISO14001環境報告書2006を発行

市では、事務事業で生じる環境への負荷を低減させ、環境に有益な影響を及ぼす施策事業に取り組むために、平成13年度国際規格ISO14001規格の認証を取得し、継続的な改善に向けた活動を進めています。このたび、17年度活動結果と18年度環境マネジメントシステムの活動状況などを「環境報告書2006」として取りまとめました。

これは、環境経営の考え方を取り入れた市の環境配慮方針・目的目標・活動実績と現況などを紹介して、市民のみなさんに環境問題への関心を持っていただくこと、作成したものです。

内容は、市の環境配慮の方針・目標・環境マネジメントシステムの運用状況などについての説明や、省資源・省エネルギー、ごみの減量化とリサイクル推進、市庁舎などのごみゼロ推進、環境情報の発信などとなっております。

17年度の目的・目標は、40項目中、37項目を達成しました。18年度は継続39項目に10項目を追加し、全49項目の目標達成に向けた活動を進めます。

### 追加項目 多量ごみ排出事業所指導、青少年会館や中央・有馬図書館のごみゼロの検討、植樹植栽による緑化活動推進、小中学校の環境教育(えびなっ子環境ISO導入)、家庭版ISO導入検討など。

※内容は市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。報告書は環境保全課で配布しています(50部先行着順)。

同課 ☎235・4913

### 防災行政無線工事を実施中

市では、平成19年度まで防災行政無線の再整備に伴うデジタル化工事を実施しています。工事中、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

消防本部予防課 ☎231・0394

### 軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所が移転

軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所が綾瀬市から愛川町に移転しました。

▽住所 愛甲郡愛川町字桜台407115  
▽電話番号 284・4550

市民税課 ☎235・8593

### 工業統計調査にご協力を

経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に、12月31日現在で工業統計調査

を行います。12月中旬から1月にかけて統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

調査票は、統計作成以外の目的には使用しません。

同 県統計課事業所・工業統計班 ☎045・210・3221 または市行政経営課 ☎235・4698

### 生ごみ処理機の設置補助事前に申込を

家庭の生ごみを減らしてみませんか。

市では、市内在住の個人または市内に事業所を有する方で、生ごみ処理機を設置し、維持管理できる方に購入費の一部を補助しています。

資源対策課 ☎235・4923

### 生ごみ処理機の補助制度

補助対象台数 (1世帯・1事業所につき)	補助額
電動式 (ディスクを除外)	1台 購入価格の2分の1以内 (限度額4万円)
たい肥式 (コンポスト・EM容器) (屋外型・屋内型合わせて)	2台 1台につき購入価格の3分の2以内 (限度額3千円)

※事前申し込みが必要です。必ず、購入前にお問い合わせください。

### 1月8日に成人式開催

▽日時 1月8日(月) 午前11時~正午(受付 午前10時) △会場 文化会館大ホール △対象 昭和61年4月2日~昭和62年4月1日に生まれた方

(市内在住の対象の方へは、はがきでお知らせします) ※当日は着物の着くずれ直しコーナーと託児室も設置。市外へ転出した方も出席できます。

同 青少年課 ☎231・9787 11月曜日(休)

### 歳末火災特別警戒を実施

消防本部・消防署・消防団では、12月25日(月)~31日(日)歳末火災特別警戒を実施します。市民のみならず、次の点に注意して、火災予防に心掛けましょう。

- ①家の周りに燃えやすい物を置かず、枯れ草などは早めに処理する
- ②天ぷらを揚げる時はその場を離れない
- ③ストーブなどの暖房器具の周りに洗濯物など燃えやすい物を置かない
- ④寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない

消防本部消防総務課 ☎231・0355

### 母子・父子家庭に住宅手当を支給

市では、母子・父子家庭に住宅手当を支給しています。

▽対象 賃貸住宅にお住まいの母子・父子家庭で、次の①~④すべての条件に該当する方  
①20歳未満の児童を養育している  
②申請日を基準に、市内に1年以上居住している  
③月額2万円を超える家賃を支払っている  
④平成17年中の所得が児童扶養手当の所得制限未満  
▽手当の額 家賃の支払額に応じて月額3000円~7000円

▽必要書類 申請書・民生委員調査書(以上は児童福祉課に用意、賃貸借契約書

### 子育て支援センター1月の催し

相談受付(電話・来所とも)月~土曜日の午前8時30分~午後4時30分  
同センター(保健相談センター3階 ☎233・6161 ☎233・6150)  
12月29日~1月3日はお休みです

移動サロン (午前9時45分~11時30分)	5日(金)下今泉コミセン 10日(水)杉久保コミセン 11日(木)柏ケ谷コミセン 12日(金)大谷コミセン 16日(火)門沢橋コミセン 17日(水)国分寺台文化センター 19日(金)社家コミセン 22日(月)河原口自治会館 24日(水)国分コミセン 25日(木)上今泉コミセン 26日(金)柏ケ谷コミセン 30日(火)中新田コミセン 31日(水)本郷コミセン
すくすくサロン (毎週月・金曜日) 駐車場が満車のときは、市役所駐車場をご利用ください	【午前サロン】午前9時30分~11時30分=保健相談センター健康増進室で年齢別に実施 ▷15日(月)・26日(金)=0歳児と妊婦さんの日 ▷5日(金)・19日(金)・29日(月)=1歳児の日 ▷12日(金)・22日(月)=2歳児以上の日 【午後サロン】午後1時30分~4時=子育て支援センターで実施 年齢に関係なくお出かけください。妊婦さんもどうぞ ※毎月第3金曜日=19日と22日(月)の午後サロンはお休みです。 代わりに9日(火)・30日(火)に午後サロンを行います
ちよっぴい教室 (午前10時~11時30分)	▷日程 4日(木)=総合福祉会館 18日(木)=子育て支援センター ※すくすくWorkサロンを開催=講師・佐々木正美氏 ▷対象 子育てに悩んだり困っている小学校就学前のお子さんをお持ちの方 同 子育て支援センターへ
すくすく講座 (午前10時~正午)	▷日程 15日(月)=[赤ちゃんに触れ合い遊び 楽しい!] 講師・青山恵津子氏 ▷場所 保健相談センター健康増進室 ▷対象 すくすく0歳児サロンに参加の親子と妊婦さん ▷日程 20日(土)=[子どもの育ちを見つめて] 講師・佐々木正美氏 ▷場所 市役所703会議室 ▷対象 就学前の子育て家庭の保護者80人(託児あり) 同 子育て支援センターへ
すくすく広場 (午前9時~正午、午後1時30分~4時)	▷日程 毎週土曜(祝日・年末年始や保健相談センターの事業と重なった時は休みます。20日は休み) ▷場所 保健相談センター3階健康増進室 ※27日(土)は保健相談センター3階会議室で行います
保育園園庭開放	認可保育園では、月~土曜の午前中に園庭開放を実施しています。また、公立保育園では第1水曜日に園長による育児相談や保育士による絵本の読み聞かせを実施します

の写し、家賃支払額および支払者が本人であることを確認できるもの(領収書の写しなど)。

同 1月31日(水)までに児童福祉課へ ※申請は毎年必要です。前年度受給された方も申請を。

同課 ☎235・4823

### 年末の交通事故防止運動「無事故で年末笑顔で新年」

市では、12月20日(水)まで「年末の交通事故防止運動」を実施しています。今

回の重点項目は①飲酒運転の根絶②歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止③シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底の3点です。正しい交通ルールとマナーを実践し、交通事故を防止しましょう。

生活安全課 ☎235・4789

### 住基カードご利用ください

市では、「住民基本台帳カード(住基カード)」を希望者に交付しています。顔写真付きの住基カードは、運転免許証と同様、本人確認の公的な身分証明書として、金融機関や市区町村窓口などで利用することもできます。

▽交付手数料 500円(顔写真あり・なしの2種類を選択可) ※申請方法など詳細は、市民課までお問い合わせください。

同課 ☎235・4870

### 事業を営む方は償却資産の申告を

市内で事業を営んでいる法人および個人の方は、平成19年1月1日現在に所有する資産を1月31日(水)

までに申告してください。なお、所在地が市外の資産は、その資産の所在市町村へ申告してください。

◇申告するときの注意  
①償却資産課税台帳に登録されている方には、12月初旬に申告書を郵送済みですが、届いていない方または新たに事業を開始された方など、申告書が必要な場合は、至急ご連絡ください。

申告書の記入方法は、同封の「申告の手引」を参考にしてください。  
②前年の申告内容と比較して次に該当する方も、その旨を必ず申告してください。  
①資産が増減のない方  
②事業所を市外へ移転するなど資産すべてがなくなつた方  
③廃止・解散となつた方  
④すでに「該当資産なし」の申告をしている方で、その

後に資産を取得した方は必ず申告してください。また事業所の市外移転や廃止・解散となつた方は登録を抹消しますので、必ずご連絡ください。  
④自動車税・軽自動車税が課せられる車両は課税対象から除かれるため、申告の必要はありません。  
⑤税額は課税標準額の1.4%ですが、この課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、申告は必要です。

資産課税課 ☎235・8598  
(7面上に続く)

ご寄付ありがとうございます  
敬和略

◇市みどり基金へ  
▽8100円 海老名市さつき研究会会長  
・諏訪仁。